

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (概要)

市長公室人事課

1 主な改正の理由

いじめ防止対策委員会及びいじめ問題再調査委員会の担当事務であるいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関する業務のうち、関係者からの聴取及びアンケート実施並びに資料精査等の事実調査、報告書等の文書起案作業等について、活動の実態に応じ、報酬を時間単位で支払うことを可能とするもの。

2 主な改正の内容

いじめ防止対策委員会委員長及び委員、いじめ問題再調査委員会委員長及び委員の報酬区分に 1 時間単位の時間額を追加し、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、時間額で支給できるよう改正する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

和泉市いじめ防止対策委員会委員の報酬等の執行基準(案)

和泉市いじめ防止対策委員会(以下、「対策委員会」という。)委員の報酬等の執行については、以下に定めるところによる。

1. 対策委員会の会議への出席について、日額 20,000 円(委員長は23,000円)を月毎にまとめて、支給する。
2. 対策委員会の会議の開催日以外で、委員が「日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したとき」について、1時間当たり 11,000 円を月毎にまとめて、支給する。

なお、「日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務」とは下記のとおり。

勤務内容	勤務の具体例
関係者からの聴取及びアンケートの実施並びに資料精査等の事実調査	・児童生徒、教職員、保護者等へのアンケート調査 ・児童生徒、教職員、教育委員会、保護者等への聞き取り調査 ・調査結果の分析 ・資料の収集と分析
報告書等の文書起案作業	・調査から明らかになった事実等を報告書にとりまとめる作業
任命権者がその他特別な事情による場合と認める勤務	・児童生徒及び保護者への説明 ・マスコミ対応 ・現地調査 等

- (1)和泉市役所及び和泉市教育センター以外で上記の勤務に従事した場合、委員は、電話又は電子メールの方法により和泉市いじめ防止対策委員会事務局へ勤務開始及び勤務終了を報告する。
- (2)上記の勤務に従事した際、委員は、「和泉市いじめ防止対策委員会に係る勤務報告書」に必要事項を記入の上、当月分を翌月10日までに和泉市いじめ防止対策委員会事務局へ提出するものとする。
- (3)1か月の支給金額は、条例に定める1時間当たりの単価に、前号の報告書に記載の1か月の従事時間数の合計を乗じて得た額とする。また、1か月における勤務従事時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる。
- (4)上記の勤務への従事時間のうち、「関係者からの聴取及びアンケートの実施並びに資料精査等の事実調査」については、原則1案件1名の委員につき、上限を50 時間までとする。ただし、50時間を超える場合には、別途任命権者と協議を行うものとする。
- (5)上記の勤務への従事時間のうち、「報告書等の文書起案作業」については、原則1案件1名の委員につき、上限を40時間までとする。ただし、40時間を超える場合には、別途任命権者と協議を行うものとする。

附則

この執行基準は、令和6年〇月〇日から施行する。

(別紙様式1)
令和〇年〇〇月〇〇日

和泉市教育委員会
教育長 様

和泉市いじめ防止対策委員会
委員 〇〇 〇〇

和泉市いじめ防止対策委員会に係る勤務報告書(案)

下記のとおり、報告いたしますので、報酬の支給をお願いします。

記

令和〇年()月分

勤務実施日	時間	従事時間	従事場所	勤務内容
〇/〇(〇)	〇:〇〇~〇:〇〇	〇時間〇〇分		
月合計従事時間		〇時間〇〇分	端数処理後時間	〇〇時間

本事案に係る累計従事時間()時間

※当月分を翌月10日までに和泉市教育委員会事務局学校教育室へ提出してください。

上記の従事時間については、勤務実施日当日の勤務開始及び終了時に直接確認いたしました。

令和〇年〇〇月〇〇日

事務局担当者署名 _____

れていなかったり、極めて低廉な場合があります。出張手当として、自治体等の職員に関する出張旅費等の規定(旅費実費の支給のほか、出張手当の支給も定められているもの)がそのまま準用されていることがあります。自治体等の職員に月額給与という固定給が支払われることを前提として、これに付加して支払われる出張手当と同額では、月額給与が支払われない弁護士に対する出張手当としては不十分と言わざるを得ません。

エ 適正な報酬水準に関する考え方について

委員等の報酬水準については、委員等が各種の専門家であることを踏まえ、専門家としての報酬水準を参考に、拘束時間(会議や聴取調査に限定されず、原則として委員等として活動する全ての時間が対象となります。)を基準にして定めることが妥当と考えられます。¹

委員等が各分野の専門家として第三者委員会の委員等となる以上、委員等としての報酬については、弁護士をはじめとする各種の専門家が求められる職務を十全に果たすためにも、専門家としての通常の収入・報酬水準に対して遜色のない金額が確保されるべきです。第三者委員会の委員等の推薦依頼に当たっては、上記の観点前提として、専門家に対する報酬として十分な水準を確保できるような予算措置を講じていただきたい。

⑤ 費用について

委員報酬のほかに、委員活動に伴う費用の支給も必要となります。

主な費用としては、旅費(交通費・宿泊費)があります。弁護士委員については、所属する法律事務所の最寄り駅から会議の開催場所や調査活動を行う場所(学校等)への交通費の支給が必要です。事情聴取等で遠方への宿泊を伴う出張を要する場合には、交通費に加えて宿泊費の支給も必要となります。

上記の旅費については、支給金額や算定方法を明示するとともに、事務

¹ 多くの弁護士会の市民向け有料法律相談の相談料金は、30分5,000円(税別)とされています。また、法による紛争解決に必要な弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための支援及び体制の整備を目的とする総合法律支援法に基づく日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助費用等支出基準では、一定の資力基準以下の方を対象とする法律相談費が1回(1件)30分程度5,400円(税込み。以下同じ。)とされ、出張手当は往復90分以下のとき5,400円、90分を超え180分以下のとき10,800円、180分を超えると16,200円とされています(詳細は法テラスホームページ及び民事法律扶助業務運営細則を参照)。そして、第三者委員会の委員等に就任する弁護士に対しては、高度な専門性が求められていることも考慮する必要があります。

いじめ重大事態の調査に係る第三者委員会の活動事例（日本弁護士連合会「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会等の推薦依頼ガイドライン」より）

			弁護士会基準		和泉市基準	門真市	八尾市（2号事案）	守口市（2号事案）
①	活動期間	約1年		約1年				
②	会議回数	16回（1回4時間程度）	11000円*4時間*16回*4人 =2,816,000円	32回（1回2時間程度）	（20000円×4人）×32回 =2,560,000円	12回 487,200円		
③	聴き取り調査の回数	14日×8時間（対象者58人） 1人当たり約2時間相当	11000円*14日*8時間*4人/2チーム =2,464,000円	9日×8時間（対象者50人） 1人当たり約2時間相当	50人×2時間=100時間想定 11000円×25人×2時間×2人 =1,100,000円 11000円×25人×2時間×2人 =1,100,000円 合計 2,200,000円	委託料 6,432,000円		5,500,000
④	報告書作成	100時間÷0.6=167時間	11000円*167時間=1,837,000円	100時間÷0.6=167時間	11,000円×167時間=1,837,000円			1,710,000
⑤	その他の対外活動					テープ起こし 850,000円		
			7,117,000円		6,597,000円	7,769,200円		
⑥	費用弁償				1300円×2×（32回×4人+25回×2人+25回×2人） =592,800円（淀屋橋⇄和泉府中想定）			
					592,800円			
			7,117,000円		7,189,800円	7,769,200円	約12,000,000円	7,210,000円

対象者	被害生徒	1
	被害保護者	1
	加害生徒21人	21
	校長	1
	教頭	1
	教頭	1
	養護教諭	1
	担任	1
	体育教師	1
	CSSW	1
	SC	1
	市教委室長	1
	市教委課長	1
	市教委指導主事	2
		35

議案第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

いじめ防止対策委員会及びいじめ問題再調査委員会について、活動の実態に応じた報酬額に変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
別表（第2条関係） 略 備考 1～4 略 <u>5 いじめ防止対策委員会委員長、いじめ防止対策委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。</u>	別表（第2条関係） 略 備考 1～4 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。